

都市計画道路甲府外郭環状道路北区分間環境影響評価準備書に対する知事意見

平成 24 年 5 月 11 日

準備書に対する意見を述べるに当たり

環境影響評価制度は、事業者自らが広範な人々から意見を聴取しつつ環境影響評価を行い、十分な環境情報の基に環境への配慮の検討を行った上で、許認可等の際に評価の結果を当該事業に適切に反映させることを趣旨としていることに鑑み、今後作成される評価書手続に本意見を十分に反映させること。

I. 一般的な事項

1. 環境影響評価方法書手続中に新たに情報提供を行った資料の取扱い

環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の縦覧後、新たに知事に情報提供を行った補足資料については、原則として補足した内容を全て環境影響評価書（以下「評価書」という。）の「対象事業の目的及び内容」、「対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に記載すること。また、交通量等の算定根拠、基礎数値等の補足的な資料については資料編に添付すること。

2. 環境影響の程度、評価基準の明確化

準備書において、対象事業が及ぼす環境影響について環境基準等への適合状況を確認した環境影響評価の項目は、対象事業による環境影響の程度及び広がりやを次の事項が明らかになるよう検討し、検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。

1) 対象事業が及ぼす環境影響の整理

a) 方法書知事意見に基づく評価の実施

方法書知事意見（1.05）において、「評価は、環境の保全措置の実施前後を比較することによって行うこと。環境影響の軽減の割合については、できる限り定量的若しくは、客観的に明らかにすること」を求めたところであるが、準備書においては、事業実施後の環境の状況及び保全措置の効果についての記載となっており、実施前との比較が行われていないので、評価書において修正すること。

b) 現在の環境の状況との比較

対象事業が及ぼす環境影響の程度については、現在の環境の状況を明らかにした上で、環境保全措置の実施前後の環境影響の比較を行い、検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。

c) 事後調査の実施

都市計画決定権者が環境影響の程度が「環境基準未満である」ことを理由に「影響はない」と判断した地域には、対象事業の実施により現在の環境の状況から乖離することとなる地域（例えば、当該事業による環境影響の寄与率が10%を超える地域）が含まれていることから、こうした地域においては、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定め

る省令」(以下「主務省令」という。)第14条第1項に定める、「環境影響が無い又は環境影響の程度が極めて小さいと判断」した理由について評価書に記載すること。

また、対象事業の実施中及び実施後における周辺環境へ影響を確認するため事後調査を実施し、対象事業による環境影響の程度を明らかにした上で、環境保全措置の必要性を検討し、その経緯及び結果を事業実施中及び実施後の手続において明らかにすること。

なお、事業者は、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされることを求めた、環境影響評価法第3条の主旨を尊重すること。

合わせて、環境基本法第16条に定められた「環境基準」は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」基準として定められたものであり、対象事業による環境影響を当該基準値まで地域住民等に許容させるものではないことを申し添える。

2) 複数案による環境保全措置の検討

a) 実施しないとした措置の説明

「環境保全措置の検討」において比較検討し、実施しないこととした措置についても、評価書において、環境影響の低減に係る具体的な効果を説明すること。

b) 環境保全措置の検証

環境保全措置の検証において、「環境保全措置の効果に係る知見は蓄積されていると判断される」としている項目については、当該措置の実施事例の引用等により、本事業における環境影響の低減の程度を検証し、その内容を基に、措置の合理性の検討を行い、検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。

【検討すべき環境保全措置の例】

大気汚染・騒音：車両運行計画 (P. 8-1-43、P. 8-2-46)

景観：地形等の改変部緑化、ラウンディング、構造物・付属施設等の形状等 (P. 8-11-45)

c) 実施可能な環境保全措置の検討

環境保全措置の複数案の比較検討において、費用等の環境保全の見地以外の理由で実施しないと判断した措置については、評価書の記載から除外すること。

<参考資料>

環境影響評価法

(国等の責務)

第三条 国、地方公共団体、事業者及び国民は、事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識して、この法律の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

環境基本法 (抜粋)

第三節 環境基準

第十六条 政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

- 2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であつて政令で定めるものにあつては政府が、それ以外の地域又は水域にあつてはその地域又は水域が属する都道府県の知事が、それぞれ行うものとする。
- 3 第一項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。
- 4 政府は、この章に定める施策であつて公害の防止に関するもの（以下「公害の防止に関する施策」という。）を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第一項の基準が確保されるように努めなければならない

道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令 (抜粋)

(調査、予測及び評価の手法)

第七条 対象道路事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、事業者が、次に掲げる事項を踏まえ、選定項目ごとに次条から第十二条までに定めるところにより選定するものとする。

- 一 前条第四項第一号に掲げる環境要素に係る選定項目については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。

(検討結果の整理)

第十六条 事業者は、第十四条第一項の規定による検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理しなければならない。

- 一 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容
 - 二 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要に応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度
 - 三 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響
 - 四 代償措置にあつては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由
 - 五 代償措置にあつては、損なわれる環境及び環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ又は創出される当該環境に係る環境要素の種類及び内容
 - 六 代償措置にあつては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能であると判断した根拠
- 2 事業者は、第十四条第一項の規定による検討を段階的に行つたときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理しなければならない。

3. 対象事業の部分供用について【主務省令第10条第3項関係】

対象事業の工事が長期間にわたり、暫定的に部分供用が行われる場合にあつては、部分供用による環境影響の予測が主務省令第10条第3項において規定されている。

本事業においては、山梨県環境影響評価等技術審議会において、事業者は「部分供用は行わない予定である」としていることから、その旨を評価書の事業計画第3章中に明記すること。

なお、事業の実施中に、社会情勢等の変化により、部分供用することとなった場合は、当該区間の供用による環境影響の程度及び環境保全措置の必要性について検討するとともに、事後調査を実施すること。

併せて、本県条例で定める「事業実施中及び実施後の手続」に基づき、検討経緯及び事後調査の結果等を明らかにする旨を評価書に記載すること。

4. 他事業との複合影響等【主務省令第10条第5項関係】

次の3事業に関しては、供用後における当該事業との複合影響について、主務省令第10条第5項に基づき、事業計画、将来交通量や利用状況に係る基礎的な情報を整理・勘案した上で環境影響を把握し、検討の経緯及び結果について評価書に記載すること。

特に、当該対象事業の工事用車両の運行により影響を受ける事業については、「環境影響評価方法書に対する知事の意見（以下「方法書知事意見」という。）」1.9において、環境影響を求めているところであるが、準備書に反映されていないので、評価書において明らかにすること。

1) 都市計画道路甲府外郭環状道路東区間（現在準備書手続中）

a) 接続することによる相互影響

b) トンネル掘削残土及び切り土等により発生する残土の受け渡しに係る環境影響

山梨県環境影響評価等技術審議会（平成24年3月2日開催）において、残土の処分方法として、事業者から「都市計画道路甲府外郭環状道路東区間（以下「東区間」という。）において利用する」旨の説明があったことから、現在想定している東区間への残土の搬入量、車両台数及び代表的な運行ルートを明確にすること。

2) 都市計画道路（(仮)新環状・緑が丘アクセス線）

a) 接続することによる相互影響

b) 当該事業の工事用車両が都市計画道路を利用することによる環境影響（方法書知事意見1.9）

3) 茅ヶ岳東部広域農道

a) 施設の存在及び供用にかかる景観等の環境影響

＜参考資料：主務省令関連部分＞

(予測の手法)

第十条 事業者は、対象道路事業に係る環境影響評価の予測の手法を選定するに当たっては、第八条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。

- 一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、モデルによる実験、事例の引用又は解析その他の手法により、定量的に把握する手法
 - 二 予測の対象とする地域（第四項及び別表第二において「予測地域」という。）調査地域のうちから適切に選定された地域
 - 三 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点（別表第二において「予測地点」という。）選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的な地点
 - 四 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（別表第二において「予測対象時期等」という。） 供用開始後定常状態になる時期及び環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯
- 2 前項第一号に規定する予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあつては、定性的に把握する手法を選定するものとする。
- 3 第一項第四号に規定する予測の対象とする時期については、工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は対象道路事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合にあつては、必要に応じ同号に規定する時期での予測に加え中間的な時期での予測を行うものとする。
- 4 事業者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項について、選定項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにしなければならない。
- 5 事業者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象道路事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあつては、現在の環境の状況）を明らかにできるよう整理し、これを勘案して予測が行われるようにしなければならない。この場合において、将来の環境の状況は、関係する地方公共団体が有する情報を収集して推定するとともに、将来の環境の状況の推定に当たって、国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるよう整理するものとする。
- 6 事業者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象道路事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにしなければならない。この場合において、予測の不確実性の程度については、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により把握するものとする。

5. 方法書知事意見の反映

1) 「方法書知事意見に対する見解」の再検討

a) 大気汚染物質の拡散抑制に対する影響（方法書知事意見 1.10 及び 2.1.2）

【主務省令第7条第1項第1号及び第16条第1項第2号関係】

特異な地形を考慮した予測を行うことを求めた方法書知事意見に対し、都市計画決定権者は「特異な地形ではない」(P.6-3) との見解を示し、一般的な予測手法（パフモデル）を適用しているが、「特異な地形ではない」と判断するに至った測定結果や検討経緯、検討結果が示されていないので、評価書に記載すること。

大気質については、トンネル出口付近で甲府盆地北斜面における接地逆転層発生時に降下流等の影響により大気汚染物質が南側（盆地内側）に偏って拡散することが懸念される。一般的な予測モデルでは、そのような拡散状態が再現できないおそれがあることから、当該事項を考慮した予測を行い、汚染物質の水平方向の拡散の様子を等濃度線により地図上に示すことにより明らかにし、評価書に記載すること

b) 騒音の異常伝搬に対する影響（方法書知事意見 1.10 及び 2.2.2）

騒音の異常伝搬の確認を求めた方法書知事意見に対し、都市計画決定権者は「現地において騒音実験を実施して確認を行ったが、地形による明確な反射音は確認できなかった」旨の見解 (P.6-6) を示しているが、当該調査の結果が準備書に記載されていないことから、評価書に調査結果を添付するとともに、検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。

c) 空気振動に係る影響（方法書知事意見 2.2.3）

大型建設機械の稼働による低周波音の発生に対する検討を求めた方法書知事意見に対し、都市計画決定権者は「現地踏査を行い、特に配慮が必要な施設の分布状況及び構造等を把握した」旨の見解 (P.6-6) を示しているが、第8章第4節にはその具体的内容が記載されていないことから、調査結果及び環境保全措置等の検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。

d) 水質汚濁物質の影響（方法書知事意見 2.3.1）

濁水の発生時やトンネル掘削に係る工事排水に対する環境影響の把握を求めた方法書知事意見に対し、都市計画決定権者は「当該事業においては、仮沈砂池や濁水処理装置を用いることにより、濁水やアルカリ排水を河川等の公共用水域に排出しない」旨の見解を示しているが、「仮設沈砂池や濁水処理装置等」については、水質汚濁に係る環境影響評価の項目として改めて選定したうえで、調査、予測及び評価を行い、検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。

e) 環境保全措置の検討について（方法書知事意見 4.1.4）

都市計画決定権者は、景観に変化が生じると予測された地点における環境保全対策については、「事業の実施段階において、周辺景観との調和に配慮した構造物（橋梁等）の形式、デザイン、色彩の検討等の環境保全措置を実施する」旨の見解を示しているが、具体的な検討が行われていないことから、既存事例引用、複数案の検討等を具体的に行い、その検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。

なお、上記の検討が評価書までに間に合わない場合、環境保全措置の効果を検証できないことから、景観の変化については事後調査の対象とし、事業の実施中

及び実施後の手続において、検討の経緯およびその結果を明らかにすること。

6. 事業計画（計画交通量）

1) ルート選定

都市計画決定権者は、「準備書第3章に記載のとおり、計画ルートは、市街地への影響を極力避け、甲府盆地北部の山間部や住宅地を通過することとし、安全で快適な走行の確保、地域の利便性の向上を考慮しつつ、自然環境や景観、遺跡、既存の土地利用等への影響が可能な限り小さくなるよう配慮（P.20）」した旨を記載しているが、その具体的内容が準備書に記載されていない。ルート選定の経緯及び結果について、具体的に評価書に記載すること

2) 道路構造（P.08～11）

P.8に記載された基本構造については、予測対象部分の道路構造（盛土、切土部、掘割、地中式等）や高さ（予測地点付近の平均的な高さ（深さ）、最も高い（深い）地点）に関する情報が十分に記載されていないことから、予測の検証に必要な情報を全て評価書に記載すること。

3) 計画交通量

計画交通量は、環境影響の予測の根幹となる部分であることから、その積算根拠及び将来交通量の推計について、資料を整理し評価書に添付すること。

その際、将来推計に用いた、社会的な変化の条件（高齢化、人口の減少等）、周辺の道路環境の変化（市道愛宕町下条線の部分供用等）については、その内容及び反映状況をできる限り詳細に記載すること。

4) 側道に係る交通量

側道の有無（迂回路等で使用する予定の道路を含む。）、設置予定箇所及び当該部分において想定される計画交通量については、当該事業に関連して発生する環境影響であるため、その積算根拠及び将来推計について、資料を整理し評価書に追加すること。

5) トンネルに係る発生土の処理等

a) 当該事業においては甲府盆地北側斜面がトンネル区間となる計画であることから、トンネル掘削及び工事関連施設の設置に伴う影響要因（工事用車両により発生する交通量、現況交通量、発生土の質・量等）を定量的に把握し、関連する環境影響評価の項目（大気質、騒音、振動、水質、地下水、発生土等）の予測及び評価を実施し、その検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。

b) 発生土を主に運搬する道路については、トンネル工事における発生土の量、運搬車両の台数、主要な運搬ルート及び保全対象の分布状況を明示したうえで、大気質、騒音、振動等の調査、予測及び環境保全措置を検討し、その経緯及び結果を評価書に記載すること。

c) 発生土を工事ヤード及び残土処分場以外で仮保管する場合は、仮保管場所につ

いても、残土処分場と同様に環境保全措置を検討し、その経緯及び結果を評価書に記載すること。

6) 工事関係車両

a) 工事関係車両の算定根拠の明確化

方法書知事意見 1.7 において「トンネル掘削に伴う工事用車両により発生する交通量、現況交通量、発生土の質及び量等を定量的に把握し、関連する環境影響評価の項目に係る環境影響評価」の実施を求めたが、工事用車両の算定根拠、交通量、工事車両の運行ルートに係る検討資料や具体的な検討結果が示されていないため、本知事意見で求めた内容について、検証が可能な資料を評価書に記載すること。

b) 他の事業への搬出に係る環境影響の基礎条件の整理

山梨県環境影響評価等技術審議会（平成 24 年 3 月 2 日開催）において、「トンネル工事等で発生する残土については、「甲府外郭環状道路東区間（以下「東区間」という。）」において使用する」旨の回答があったことから、東区間において当該事業により使用する発生土の量、運搬車両の台数、走行時間帯及び走行ルート（代表的なものを必ず記載すること）等を評価書に明記すること。

なお、運搬ルートの設定が困難である場合は、最も影響が大きくなるおそれがある次の地点を結ぶルートを想定し検討を行うこと。

ア) 甲府市塚原～東区間の笛吹市（井戸～東油川地内）の盛土部分

イ) 甲斐市牛匂～東区間の甲府市小曲付近の盛土部分

7. 予測

1) 調査地点（交通騒音、交通振動共通）

方法書（図 5-2-1(1)（P. 201）に記載した「自動車騒音及び道路交通振動の調査地点」のうち、国道 20 号の調査地点（塩崎交差点付近（甲斐市塩崎町））については、道路交通騒音の調査地点（表 8-2-2（P. 8. 2-3）及び図 8-2-1（P. 8. 2-3））及び道路交通振動の調査地点（表 8-3-2(2)（P. 8. 3-2）及び図 8-3-1（P. 8. 3-3））が準備書段階において削除されている。

計画路線は国道 20 号のバイパスとして計画されており、当該調査地点は計画路線が国道 20 号に接続した後の環境影響を把握する上で重要な地点であることから、評価書において、当該調査地点を削除した理由及び検討経緯（特に供用後の国道 20 号への車両の流入及び車両運行ルートとの関連）について説明すること。

2) 調査地点（交通騒音、交通振動共通）

a) 2. 1 自動車の走行に係る影響（騒音、振動）

準備書段階の道路交通騒音調査地点（表 8-2-2（P. 8. 2-3）及び図 8-2-1（P. 8. 2-3））道路交通振動の調査地点（表 8-3-2(2)（P. 8. 3-2）及び図 8-3-1（P. 8. 3-3））の「A 甲府市桜井」の調査地点において、評価書で国道 140 号を選定した理由を明らかにすること。

併せて、供用後の環境影響を当該地点で測定する理由を評価書に記載すること。

b) 2. 3 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る影響（騒音、振動）

現況の車両交通量の測定地点と工事車両の走行に係る予測地点が異なることについて、説明すること。

例えば、桜井インター付近において、国道140号を現況交通量の測定地点として掲げているが、予測地点は、和戸通りの延長にあり、両者の関連が不明である。（騒音：P.8-2-53, 59、振動：P.8-3-31, 35）

8. 環境保全措置の検討

1) 方法書知事意見の反映

環境保全措置の実施要件を「著しい影響が生じた場合」として準備書に記載しているが、判断の基準に具体性がなく、方法書知事意見（1.4）において求めた、「環境の保全措置を検討するに当たり、当該措置を行うと判断するための判断材料及び判断基準を準備書に記載すること」に対応する見解となっていないことから、改めて保全措置の実施要件について評価書へ記載すること。

2) 環境保全措置の明確化

環境保全措置については、その詳細について確認することが出来ないため、主務省令第14条第1項に準じて、想定しうる複数の環境保全措置及びその効果について、具体的に評価書に記載すること。

3) 工事用車両の運行時間への配慮

準備書についての意見の概要に対する見解において、都市計画決定権者は車両の運行計画については、「朝夕の通学時間帯は運行を制限する」としているが、関連する環境保全措置においてはそれが記載されていないことから、予め具体的な運行計画を評価書に記載すること。

併せて、当該措置の実施により低減される環境影響の程度については、定量的な検討を行い、その結果を評価書に記載すること。

9. 事後調査の実施

1) 建設機械の稼働に係る予測の不確実性の検証（主務省令第17条関係）

大気汚染、騒音及び振動の予測について、都市計画決定権者は「事後調査（P.8-1-70 P.8-2-50, P.8-3-27）」において、「予測の不確実性は小さい」としているが、予測条件（P.8-1-63, P.8-2-46, P.8-3-23）の表の備考欄において、「実際に稼働するユニットは現時点では定まらない」とし、一般的に使用されるユニットにより予測しており、実施段階では予測時と異なる条件により工事が実施されることが想定されることから、当該予測条件は不確実性を含むものであると考えられる。評価書において、今回予測に用いたユニットの設定の根拠とした建設機械の配置、種類、台数等の一覧及び予測に用いる係数を明らかにすること。

併せて、当該項目については、事後調査の対象とし、事業実施中に重大な環境影響が生じていないことを確認すること。

- 2) 措置の内容が未確定のもの、事業進捗とともに措置が具体化する項目について環境保全措置を講ずるとしている環境影響評価の項目のうち、措置の内容が未確定のもの、及び構造・色彩等の事業進捗とともに措置が具体化するものについては、現段階では、効果が不確定であることから、予測手法に係る知見に関わらず事後調査の対象とする旨を評価書に記載すること。

10. 評価の手法（主務省令第11条第1項各号）【ミティゲーション】

評価については、「適正に評価した」旨のコメントがあるが、その根拠が不明であり、主務省令第11条第1項各号において記載すべき事項の記載が不十分である。

評価については、「環境基準に適合しているか否か」ではなく、「検討過程が明確であること」、「回避→低減（最小化）→代償」の順で検討が行われ、「最終的に残る環境影響が確認されているか」等を検討経緯とともに明確にする必要があるため、評価書において記載内容を修正すること。

11. 専門家の助言

表7-3-1 専門家による技術的助言（P.7-24）については、「専門家からの聴取の結果を基に検討を行っている」旨の記載があるが、当該専門家の助言の内容について詳細な記載がない。当該助言及び助言に対する検討の経緯及び反映状況が分かるように、できる限り詳細な記載に修正すること。

なお、可能な場合は、専門家の所属氏名を併せて記載すること。

12. 分りやすい資料の作成

1) 見やすい資料の作成

準備書については、A3版の図面が大半を占めているにも関わらず、A4版に製本されているため資料の参照が困難である。評価書の作成に当たっては、A3版の図表については、重要部分を除きA4版への縮小又は分割を行う、若しくは「図面集等」を別冊としてとりまとめるなど、閲覧者の利便性の向上に努めること。

2) 専門用語等

環境影響評価手続は住民に対して、当該事業の実施による影響について説明するための資料であることに鑑み、専門用語には注釈を付け、引用部分には「引用」と明記し、参照部分等については、参照ページを記載する等、記載内容や説明の趣旨が確実に伝わるよう、表現方法等の見直しを行うこと。

Ⅱ. 個別的な事項

1. 大気汚染

1) 自動車の走行に係る予測

a) 方法書知事意見の反映

ア) トンネルから排出される自動車排ガス濃度（方法書知事意見 2.1.1）

塚原 IC 及び牛匂 IC は、トンネル区間の中間の明かり部に設置されており、2つのトンネル内から排出される自動車排出ガスは、周辺地域における大気の影響を及ぼすと考えられることから、これらのトンネルからの自動車排出ガスの濃度に係る資料を評価書に記載すること。

また、トンネルからの排気については、「1.1.2 予測の結果」において、「自然換気によるものとした（P.8-1-13）」旨の記載があるが、他の事業において、防災用に設置されたファンを換気に使用している例があることから、当該地域における大気の拡散予測では、ファンの使用による大気汚染物質の拡散について評価書に記載すること。

b) 他事業による影響（方法書知事意見 2.1.2）

ア) 塚原 IC（（仮）新環状・緑が丘アクセス線）

甲府市塚原地区の予測において、当該事業と並行して都市計画決定手続が進められている「（仮）新環状・緑が丘アクセス線（L=2,110m）」については、塚原 IC のアクセス道路であるにも関わらず、環境影響が加味されていない。

当該都市計画道路は、対象事業に接続する道路であり、既に計画交通量等も公表されていることから、当該道路の影響については、主務省令の規定に沿った複合的な予測を実施し評価書に追加すること。

イ) 桜井 IC（甲府外郭環状道路東区間、西関東連絡道路）

甲府市桜井地区の予測において、当該事業と接続する、「都市計画道路甲府外郭環状道路東区間」（準備書手続中）及び「西関東連絡道路」については、桜井 IC において、複合的な環境影響が想定されることから、それぞれの道路における交通量の配分及び環境影響の程度を整理した上で、当該事業による複合影響を検討し、その経緯及び結果を評価書に追加すること。

2) 環境保全措置 排出ガス対策型建設機械の使用（P.8-1-86）

都市計画決定権者は排出ガス対策型建設機械（1次及び2次排ガス対策型）の使用を環境保全措置として位置付けているが（表 8-1-57（P.8-1-101））、排出ガス対策型建設機械の使用については、『建設機械に関する技術指針について（建設省経機発第 247 号_平成 3 年 10 月 8 日）』において、「国土交通省所管直轄工事に使用する場合は、排ガス対策型建設機械の使用を原則とする」としているため、表 8-1-53（P.8-1-94）及び表 8-1-58（P.8-1-102）の排出係数の前提となる建設機械の構成を明らかにし、保全措置前の予測は当該技術指針を満たしていることを示すこと。

なお、仮に、適合していない場合にあっては再予測を行うこと。

また、表 8-1-58 で使用するとしている排出ガス対策型建設機械については、これまでに、1次及び2次排ガス対策型の認定は終了し、現在は3次排ガス対策型の認定が行われている。環境保全措置の予測においては、こうした排ガス対策型建設機

械の認定及び普及の動向を考慮した環境保全対策（3次排出ガス対策型以降の使用）の検討を行うこと。

2. 騒音

1) 2.1 自動車の走行に係る騒音に係る環境保全措置の検討

a) 複数案の比較検討

都市計画決定権者は、表 8-2-12 (P. 8-2-27) において環境保全措置の複数案による比較を行っているものの、各措置の効果について定量的な比較が行われておらず、遮音壁の設置が前提となった比較となっている。

表 8-2-12 では、それぞれの環境保全措置により期待される効果の程度を追加した上で、環境保全措置の比較検討を行うこと。

b) 環境保全措置

岩森地区の遮音壁の高さについては、2.5～4.5mとされているが、当該地は、住宅地周辺を通過する部分であるため、当該区間における遮音壁の高さについて図表等により明示するとともに、景観の観点からの配慮についても検討し、検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。

2) 建設機械の稼働に係る環境保全措置の検討

表 8-2-26 (P. 8-2-48) に記載された環境保全措置のうち「低騒音型機械の使用」については、国土交通省の『建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建関技第 103 号昭和 62 年 4 月 16 日）』において原則使用を定めている地域（当該指針第 2 章関係）があることから、本事業計画路線において、当該指針の適用を受ける地域及び予測地点を明らかにし、該当地域においては、予め低騒音型機械の使用を前提とした予測を行うこと。

3. 振動

1) 建設機械の稼働に係る環境保全措置の検討

表 8-3-18 (P. 8-3-26) 低振動型の建設機械については、山梨県環境影響評価等技術審議会（平成 24 年 3 月 2 日開催）において、バイブロハンマー以外の機種は市場に殆ど出回っていないことが指摘された。都市計画決定権者は、「当該措置は橋梁下部の土留め工事に使用する」旨の説明をしているが、準備書の記載内容では、県民に対して「工事用機械として、低振動型機械が一般的に使用されている」という誤解を招くおそれがある。従って、低振動型機械を使用する地点、工事内容及び使用する機械の種類を明記し、「当該環境保全措置は限定的な措置」であることを評価書に明記すること。

併せて、低振動型機械を使用しない地域については、振動に係る環境保全措置の再検討を行い、追加的な環境保全措置の実施の有無（行う場合は低減の程度を含む。）及び検討経緯を評価書に記載すること。

4. 空気振動

1) 低周波音の基準又は整合を図るべき基準

P. 8-4-11 に示された基準又は整合を図るべき基準は、当該項目の調査、予測及び評価の手法として選定した「道路環境影響評価の技術的手法 国土技術政策総合研究所資料」（以下「国総研資料」という。）第 387 号（P. 5-13）に記載されている「③心身に係る苦情に関する評価指針 G 特性音圧レベル 9 2 dB」が評価基準から除外されている。

移動発生源については、同資料 P. 15-14 において、「交通機関等の移動発生源は除くこと」としているが、方法書知事意見で述べた工事中の建設機械を発生源とする場合のように工事が一定箇所ですべて一定期間行われる場合については検討対象とすべき事項であるので、検討経緯及びその結果を評価書に記載すること。

5. 水質汚濁

1) 工事中の水質監視等

a) 工事排水による環境影響の把握

水質汚濁等の問題が発生した場合、原因究明において重要な情報源となることから、事業着手前の水質に関する調査を実施する旨評価書に記載すること。

b) トンネルから流出する有害物質（重金属類を含む）に係る環境影響の把握

トンネル掘削工事により、有害物質（重金属類を含む）を含む地下水の流出が懸念されることから、流出水の放流先を評価書に明確に記載すること。

併せて、定期的に水質検査を実施することとし、流出水の状況を継続的に把握し、その結果を事後調査において明らかにする旨を評価書に記載すること。

c) 管理計画の策定

工事排水及び流出水の管理に当たり、水質検査の結果において有害物質の検出その他の水質異常が確認された場合は、速やかに流出防止のための措置を講じ、県をはじめとする関係機関へ報告する等の手順を定めた「マニュアル」を策定する旨評価書に記載すること。

6. 水象

1) 方法書知事意見の反映

a) 方法書知事意見 2.3.2 関係

ア) ボーリング調査結果におけるトンネル掘削時の出水の検討

図 8-5-6 ボーリング孔地下水位（P. 8-5-12）に記載された、トンネルよりも上部に水位があるボーリング井戸のうち、地下水面が確認された深度からトンネル深度まで同一の地質で構成されている部分については、工事による出水が懸念されることから、当該ボーリング井戸付近における南北方向の地質断面等による検証を行うこと。

イ) 周辺井戸調査の事後調査への位置付け

トンネル掘削に係る周辺井戸調査については、調査手法、期間及び調査範囲を評価書に記載すること。

なお、調査期間については、経年的な変化を考慮すること。

また、水位の低下が認められる場合の「判断基準（方法書知事意見 1.4）」及び「想定される措置等の例」について、評価書に記載すること。

b) 方法書知事意見 2.3.2 関係

ア) 最新の情報に基づく温泉への影響の把握

本県においては、温泉の利用施設（所在地、泉質を含む）及び利用状況をホームページで公表していることから、これらを利用し最新の情報に基づき評価書の内容を更新すること。

更新に際して、当該地域内の源泉のうち自然湧出又は地上ポンプで汲み上げを行っている源泉については、現状を把握し、その結果を評価書に記載すること。（なお、個人情報等の保護が必要な場合は、希少種に係る調査結果と同様に別冊に取りまとめること。）

イ) 事後調査の実施

都市計画決定権者は、準備書において、「温泉への影響はない、事後調査は実施しない」としているが、甲府市北部及び湯村地域における温泉では、掘削や採取の深度に差があり、利用方法についても、自然湧出、動力装置（地上式、水中ポンプ）の利用等幅があることから、工事の着手に先立ち十分な実態把握を行うとともに、継続的な監視を事後調査に位置付け、温泉への影響の早期把握に努めること。

なお、調査期間は、工事の影響が把握されるまでに時間的なずれ等が生じる可能性を考慮して設定すること。

c) 方法書知事意見 2.4.1 関係

ア) 周辺井戸調査の位置付け

工事に伴い実施する「周辺井戸調査」については、事後調査として評価書に記載すること。

イ) 1号トンネル扇状地堆積物部における環境影響の把握

5.3.1 環境保全措置の検討（P.8-5-25）及び5.1.4 事後調査（P.8-5-25）において、それぞれ、環境保全措置及び事後調査は行わないとしており、表8-5-7 予測結果の概要において「1号トンネル扇状地堆積物部では、工事中の地下水の状況を観測し、その結果を施工の方法に反映させる方法により工事を施工することで影響を低減することができると考えられる」（P.8-5-24）として環境影響が把握されていないが、当該工事の内容は地下水の変化の程度（影響の不確実性）を考慮し、工法の変更等を行うものであることから、当該工法については、環境保全措置及び事後調査に位置付けること。

2) 甲府市北部地域における地下水の流動方向等についての検証

図8-5-6 ボーリング孔地下水位（P.8-5-12）の地点B-4とB-5は、太良ヶ峠火山岩（Ta）により分断されているとし、太良ヶ峠火山岩の存在は現地の露頭により確認されているが、事業の実施による計画路線周辺の地下水の流動の状況を把握することは重要であることから、次の内容を含む検討結果を評価書に記載すること。

併せて、同様の検討を事後調査に位置付け、調査結果及びその結果に基づいて新たに講じた環境保全措置の検討の経緯及び効果を事業実施中及び実施後の手続きにおいて明らかにすること。

a) 工事に伴い行ったボーリング調査のデータ（水位を含む）

- b) 水位の観測されたボーリング孔においては水位を連続観測
- c) 周辺井戸調査のデータ、ボーリング調査のデータを用いて地下水の流動解析を行った結果（地下水の流動解析については、地層の構造と地下水位の空間分布を把握することにより可能である。）

3) 環境保全措置の検討

地下水等に枯渇や水位低下等の影響が確認された場合は、事業との因果関係が不明確な場合であっても、県及び管轄する市町村に対して速やかに情報提供を行うとともに、工事との関連性について検証を行う旨、評価書に記載すること。

4) 事後調査

地下水（温泉を含む）の予測については、不確実な部分が多いことから、工事による影響を把握するため、次の内容を含む継続的なモニタリング調査を実施し、中間報告書及び完了報告書に結果を記載する旨を評価書に記載すること。

- a) トンネル掘削による地下水及び小河川等の水資源への影響については、事業実施前のできる限り早い時期から、水位、流量、水質等の経時的な変化を観測すること。
- b) トンネル工事に伴う浸出水についても水量及び水質を確認し地下水質の変化を把握すること。

7. 土壌汚染

1) トンネル掘削に伴う発生土の管理及び記録の作成

トンネル掘削に伴う発生土については、酸性雨や酸化等による有害物質の流出等、発生土の保管、処分等に起因する土壌汚染を防止するため、次のことを評価書に記載すること。

a) 有害物質の含有状況等の把握

トンネル掘削に伴う発生土の処分方法に関わらず、発生土に含まれる有害物質の含有試験及び溶出試験を定期及び地質的な変化を確認した時点において実施するとともに、有害物質の含有又は溶出が確認された発生土については、搬出先、搬出量、搬出先での利用内容等の記録を作成すること。

b) 搬出先及び保管場所における汚染防止措置の実施

トンネル掘削に伴う発生土の保管、仮置き（一時保管）、処分を行う場所については、時間の経過に伴う酸化等により溶出した有害物質によって、周辺河川、地下水及び土壌が汚染されないよう、措置を講ずるとともに、定期的に浸出水の検査を実施すること。

- c) 土壌汚染対策法で定める有害物質の含有又は溶出の基準を超過した場合の対応
溶出量又は含有量が土壌汚染対策法で定める基準を超過していることを確認した場合は、速やかに同法に規定する自主申請（土壌汚染対策法第14条関係）を行うこと。

8. 動物・植物・生態系

1) 方法書知事意見の反映

a) 湧水池等の生物への地下水位の変化による影響（方法書知事意見 3.1.3）

今回の調査を通して明らかとなった、「土壌水に変化が生じるおそれがある」ため地下水の観測を行うこととした地点及び当該地周辺における水生生物等の状況について評価書に記載すること。

b) オオタカの生息環境の保全に係る措置の検討（方法書知事意見 3.1.2）

都市計画決定権者は、オオタカの生息及び営巣に係る環境保全措置として、「表 8-8-27 環境保全措置の検討（P. 8-8-77）」において、「工事工程の検討及び段階的な土地の改変」と「低騒音型・低振動型機械の使用」を掲げ、これらの措置については、「実施事例等により、環境保全措置の効果に係る知見は蓄積されていると判断される」として、措置の効果を検証しないこととしている。しかし、措置の効果については地域差及び個体差等を考慮する必要があるため、これまで事業者が実施した調査結果及び一般的な工事工程とオオタカの営巣に配慮した工事工程の比較により、影響の低減の程度を検証すること。

また、「低騒音型・低振動型機械の使用」に関し、「低騒音型」については、公共事業での使用が原則化されている事を考慮し、「超低騒音型」の建設機械の導入を検討すること。

また、「低振動型機械」については、営巣地付近の工事において導入可能なものの一覧を添付すること。

なお、措置の効果については営巣地毎に検証することとし、検討の過程及び結果を評価書に記載すること。（希少種であることから別冊可）

「表 8-8-29(3)及び(4)検討結果の整理（P. 8-8-79）」には、本意見を反映した記載に修正すること。

c) 新たに確認した希少種に対する環境保全措置の検討（方法書知事意見 3.1.4）

ア) キクガシラコウモリ

環境保全措置として設置される、ボックスカルバートの設置位置、構造、当該対象種を誘引するための措置、人の影響等について詳細に明らかにすること。

イ) クマタカ

対象事業実施区域と当該対象種の行動圏との関連について明らかにし、影響が危惧される場合にあつては、環境保全措置の検討を行うこと。

ウ) ミゾゴイ

事業計画区域の隣接地で確認された当該種については、確認された時期から、当該種が事業計画区域の一部を営巣等に利用していることが推察されることから、事業着手までの間に、営巣の有無及び当該種の行動圏と当該事業区域の関係性について確認し、影響が危惧される場合においては、環境保全措置の検討を行うこと。

d) 生態系の調査・予測手法の確認

ア) 予測手法の確認

生態系の予測及び評価については、事業者は国総研資料第 393 号及び第 394 号の調査手法に基づき実施するとしているが、予測の過程を確認することができないため、検討の過程及び結果が明らかになるよう関連資料を評価書に追加

記載すること。

なお、当該手法と異なる予測手法を取り入れている場合は、参考とした資料の名称、引用ページ、引用した理由について評価書に記載すること。

イ) 確認に当たっての留意事項

- ・ 定量的な評価を求めた方法書知事意見 (3.1.1 及び 3.2.1) の当該予測結果への反映について、その検討の経緯及び結果を明らかにすること。
- ・ 土地等の改変により直接影響を受ける範囲及びその周辺地域の状況を図示するとともに、改変面積をもとに、生育基盤の消失や縮小の程度を把握すること。移動経路の分断については、移動障害が生じる区間を把握し整理すること。(国総研資料第 393 号 P. 13-64, 65)
- ・ 土地等の改変面積及び全体面積の算出根拠を明らかにすること。その際、事業者が管理可能な区域の面積についても併せて記載すること。
- ・ 環境保全措置の検討においては、実施事例及び当該措置の成功率等を明らかにすること。

2) 実効性のある環境保全措置の検討

- a) 動物及び植物の環境保全措置の検討 (P. 8-8-76 及び 8-9-36) の経緯 (設置位置、構造、利用が想定される範囲、影響を受ける個体等の行動範囲等との関連性等) について、具体的に内容を整理した資料を評価書に添付すること。
- b) 具体的な環境保全措置用の実施例を示すこと。
- c) 保全対象に印を付ける等、作業員に明確に周知すること。

3) 動物及び植物に係る事後調査の実施

a) 事後調査の必要性

動物及び植物に係る環境保全措置の検討の内容が定性的で、「予測の不確実性が小さい」と結論付けた理由が明らかではないことから、事後調査を行うこととし、その旨を評価書に記載すること。

b) 事後調査の結果により環境影響が著しいと判明した場合の対応

動物 (P. 8-08-81) 及び植物 (P. 8-09-39) において、「著しい影響が生じた場合」としているが、「環境影響が著しい」と判断するための具体的手法及び考え方を明らかにすること。

同様に「必要に応じて適切な措置を講じる」についても、事例を引用するなどして、想定される影響に対する具体的な措置等を評価書に記載すること。

c) 事後調査等の公表の方法

事業実施中の調査結果等の公表については、事業が長期間に及ぶ事に鑑み、工区毎の作業工程等を基に検討すること。

事業実施後の公表時期については、東区間と連結後に計画交通量に達した時点、もしくは交通量が概ね安定した時点を目安とするが、関連する環境影響評価項目に係る事後調査及び環境保全措置の進捗状況を勘案しつつ詳細については関係機関と協議すること。

4) 生態系の調査、予測及び評価の手法

a) 地域を特徴づける生態系の区分

ア) 表 8-10-2 地域を特徴づける生態系の区分及び概況 (P. 8-10-03) に記載されている、各生息・生育基盤及びそれぞれに分布する主要な動植物について検討の経緯を評価書に記載すること。(国総研資料第 393 号 (P. 13-50))

イ) 同表の各生態系区分が該当する生息・生育基盤については、注目種の分布状況、行動圏及び集水域等地形的な要因等を考慮した区分に再構成し、再度区域および面積が明らかになるよう整理し、検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。

b) 予測対象時期

P. 8-10-39 の記載からは、予測時期を想定することはできないため、「(10. 1. 2 2) 予測地域及び予測地点 (P. 8-10-39)」の見直しを行い、具体的な予測地点を明らかにした上で (箇所毎に位置図、作業範囲、道路、構造物等が記載された図面を作成すること)、工事等の内容を整理し、予測対象時期を評価書に記載すること。

c) 河川生態系への影響

ア) 土地等の改変を行う区域及び保全される区域を明示すること。

イ) 濁水による環境影響の把握及び濁水流出時の河川の状況について検討すること。

9. 風景・景観

1) 方法書知事意見の反映

a) 地域の景観との調和等 (方法書知事意見 4. 1. 1)

事業による構造物の出現や植樹、法面緑化による地域景観への影響について、都市計画決定権者は、「フォトモンタージュの作成により、地域の景観との調和に配慮し、検討を実施した (「第 8 章 第 11 節 景観」参照)」としているが、当該事項に係る検討経緯及び検討結果が記載されていないことから、その判断基準及び複数案の比較検討の経緯及び結果について明らかにし、評価書に記載すること。

b) 地域住民及び観光客等の視点に立った予測地点 (視点場) の選定

方法書知事意見 (4. 1. 2 及び 4. 1. 3) 等において地域住民の視点に立った予測地点 (視点場) の選定を求めたところであるが、別表に掲げる視点場等を参考として地域住民の視点に立った視点場の追加を検討すること。

なお、別表の視点場等については再度現地確認を行い、追加する必要があるか検討し、追加しない場合にはその理由について、評価書に一覧表として明らかにすること。

また、視点場の数についても、当該施設の影響の程度や周辺の状態を考慮し、柔軟に対応すること。

c) 構造物の出現について

本事業により新たに出現するインターチェンジ等の主要部分の構造等が把握できる視点場を追加すること。

2) 景観に係る環境影響評価の手法

a) 選定された手法の実施

景観の調査、予測及び評価の手法として選定した国総研資料第 396 号に記載されている事項を確実に実施し、当該事業による環境影響が適切に把握されるよう手法を再確認すること。

b) 関連する環境影響評価の項目との調整

人と自然との触れ合い活動の場として選定した予測地点においては、快適性の変化の程度を明確にするため、景観の視点場として選定し、対象事業による景観の変化の程度を明らかにすること。

c) 確認限界距離外に位置する視点場の再検証

都市計画決定権者が予測手法として用いている国総研資料第 396 号において、調査範囲については、確認限界距離を考慮し選定することとされているが、視点場として設定した次の地点については、対象事業の道路構造物の高さを勘案した場合、確認限界距離を超えていることから再検討すること。

なお、国総研資料第 396 号 (P. 14-7) において把握すべき範囲の目安としている確認限界距離 3 km は、構造物の高さは 50 m の場合である。

- ア) 図 8-11-2 予測地点 a (主要眺望点) 上積翠寺温泉
- イ) 図 8-11-2 予測地点 b (主要眺望点) 梅の里公園
- ウ) 図 8-11-2 予測地点 c (日常的視点) 愛宕山スカイライン
- エ) 図 8-11-2 予測地点 h (日常的視点) 国道 20 号

d) 個別の視点場の検討 (一橋陣屋跡前)

一橋陣屋跡前については、画角を狭くしたことにより、周囲の状況及び景観への影響を十分把握することができない。当該地の状況をできるだけ分かりやすく伝えるよう工夫すること。

e) 物理的指標の解析方法による検討

予測において、都市計画決定権者が眺望景観の変化の程度を表す手法として用いている国総研資料第 396 号 (P. 14-20~23) の考え方を示すに当たり、国総研資料第 396 号表-14.8 物理的指標の解析方法 (P. 14-23) の内容についての検討経緯が示されていない理由を評価書に記載すること。

f) 事業により景観への影響が及ぶ範囲

高架橋や橋梁について、「表 8-11-6 視覚に関する物理指標 (国総研資料第 396 号 (P. 14-22))」「表-14.7 視覚に関する物理的指標の例)」に示される景観への影響が及ぶ範囲を検討すること。

3) 分かりやすい表記

都市計画決定権者が作成したフォトモンタージュは、写真が小さく、また、周辺の状況及び構造物の形状等が十分に確認することができないことから、住民が見やすいサイズ (A3 版横程度) に拡大し評価書に添付すること。

その際、撮影条件 (撮影日、撮影時の天候、視程、使用カメラ、レンズ焦点距離、35mm フィルム換算焦点距離) を記載すること。

10. 人と自然との触れ合い活動の場

1) 景観の変化についての検証

a) 調査 (P. 8-12-04~15)

対象事業実施区域に隣接する予測対象(塚原集落、桜井散策路)については、当該事業との関連を把握するため、特に次の地点においては、適切な縮尺(1/5,000~1/10,000程度)の地形図を用い、対象事業と予測地点の位置関係及び構造物が視認される範囲にあるかどうかを明らかにするとともに、表 8.12.3(1)~(2)及び表 8.12.4(1)~(10)の内容を修正すること。

ア) 表 8-12-3 地点番号 4 荒川サイクリングロード

イ) 表 8-12-3 地点番号 5 矢木羽湖

ウ) 表 8-12-3 地点番号 6 桜井町桜・里山管理

エ) 表 8-12-3 地点番号 7 桜井町散策路

オ) 表 8-12-3 地点番号 12 団子新居散策路

カ) 表 8-12-3 地点番号 15 花の咲く丘

b) 予測手法 (P. 8-12-16~18)

次の点を考慮した予測手法について再検討し、その検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。

ア) 準備書に記載した予測手法(国総研資料第 398 号(P. 15-16))により明らかにすべき事項(例えば、自然資源への影響の図上解析(土地改変位置、面積、延長等)、インター直近部分等における、フォトモンタージュ等の視覚的な表現方法による予測等)について予測を行い、表 8-12-6(1)~(12)に追加記載すること。

イ) 利用性の変化(P. 8-12-16)の「(a)主要な触れ合い活動の場の利用性の変化」、「(c)快適性の変化」については、予測手順に具体性がなく、検証できない。特に変化の程度の考え方について都市計画決定権者の「判断基準」を明らかにすること。(国総研資料第 398 号(P. 15-16))

ウ) 表 8-12-4(1)~(10)調査結果(P. 8-12-6~15)中の利用環境の記載については、「主要なふれあい活動の場」を取り巻く自然資源と景観上の特性が把握されていないため、当該地からの周辺景観及び対象事業を含む景観等について検討すること。(国総研資料第 398 号(P. 15-12))

c) 予測結果 (P. 8-12-19~24)

予測は、次の点に考慮した環境影響の把握及び保全対策の検討に基づいて行い、検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。

ア) 表 8-12-6(3)荒川サイクリングロード終点(金石橋)付近における、インターチェンジと橋梁が景観上圧迫感を与える範囲及び景観の変化を明らかにすること。

イ) 表 8-12-6(4)矢木羽湖については、牛匂 I C から 250m 離れていることを理由に、快適性の変化はないとしているが、I C 方向の延長には甲府盆地及び富士山が眺望されることから、影響の程度について景観の評価手法等を参考に再度予測を実施すること。

ウ) 表 8-12-6(5)桜井町桜・里山管理については、近傍景観として西関東連絡道路、北区間と東区間の接合部分の橋梁があり、当該予測地点へのアクセス道路

からは甲府盆地の眺望が可能であることから、こうしたことを考慮した予測を行うこと。(主務省令第10条第3項関係)

エ) 表 8-12-6(6)桜井町散策道については、事業計画地が視認されることとなるのでフォトモンタージュ等により眺望景観の変化を予測すること。

オ) 表 8-12-4(8)塚原集落(ホテルの里)については、塚原 I C に隣接しているため、I C に設置される夜間照明の影響が懸念される。動物に対する環境保全対策(P. 8-8-78)の中でも、当該予測地点における照明の影響について他事例等を引用する中で検討すること。(国総研資料第 398 号(P. 15-17))

カ) 表 8-12-4(12)花の咲く丘については、計画路線から約 50m の位置にあり、当該地からの南アルプスの眺望への影響が懸念されることから、表 8-12-4(10)の調査結果の概要に写真撮影に用いられる地点であることを記載するとともに当該事項を考慮した影響の把握及び検討を行うこと。

キ) 昇仙峡ラインとの交差部(未選定地点)については、専門家による技術的助言(P. 7-24)において「昇仙峡に向かう観光客等、不特定多数の目に触れる区域であることから、その影響について特に配慮すること」が求められている。当該地点を予測地点に追加し、国総研資料第 398 号(P. 15-16)に基づきフォトモンタージュ等の視覚的な表現手法により予測すること。

d) 環境保全措置の検討(P. 8-12-24)

環境保全措置の内容及び効果は、事例引用やフォトモンタージュを使用して具体的な内容とするとともに、複数案の比較検討を行い、検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。(国総研資料第 398 号(P. 15-19))

e) 事後調査(P. 8-12-25)

都市計画決定権者は、「予測結果の不確実性が小さい」とし、事後調査を行わないこととしているが、当該項目に係る予測結果は定性的であり、かつ、検討経緯が不明であることから不確実性が小さいとはいえない。このため、当該項目を事後調査の項目に位置付け、予測結果の検証を行い、その結果を事業実施中及び実施後の手続きにおいて明らかにすること。

1 1. 廃棄物等

1) 方法書知事意見の反映

a) 建設発生土の再利用について(知事意見 5. 1. 1)

ア) 表 8-13-1(P. 8. 12-2)に記載された廃棄物等の算出根拠を評価書に記載すること。

イ) 建設発生土の処理に係る予測結果の内容は、一般的な残土処理の流れであり、当該事業との関連(発生量及び処分先の配分等)について説明されたものではないことから、当該建設発生土処理の考え方にに基づき本事業が実施された場合の処理の状況及び見込みについて、評価書に記載すること。

ウ) 発生土の処理に係る事後調査(P. 8-13-5)については、定量的な検討が行われておらず、事業者が主張する「予測の不確実性は小さい」ことを検証することができないことから、検討の経緯を明らかにすること。

エ) 建設発生土については、下請け業者による自由処分の有無を明記し、自由処

分がある場合は対応方針を明らかにすること。

b) 建設リサイクル推進計画との整合（方法書知事意見 5.1.2）

方法書知事意見（5.1.2）において、「事業は、『建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律』の『対象建設工事』に該当する。同法第16条によりアスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等の再資源化等（再資源化及び縮減）を行う義務がある廃棄物等を含め、発生する廃棄物の種類毎に、発生抑制、再資源化等の具体的な対策とそれを採用する理由を示し、廃棄物の発生量、再資源化量、搬出量及び最終処分量等を一般的な工法及び類似事例の引用等により定量的に予測・評価し、その結果を準備書に記載すること」を求めたが、「表 8-13-2 建設リサイクル推進計画の目標値（P. 8-13-3）」のみの記載である。表 8-13-2 に記載された廃棄物の適正処理にむけて、次の点が明らかになるよう定量的に検討し、検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。

ア) 発生する廃棄物の種類毎に、発生抑制、再資源化等の具体的な対策とそれを採用する理由を記載すること。

イ) 廃棄物の発生量、再資源化量、搬出量及び最終処分量等を一般的な工法及び類似事例の引用等により定量的に予測・評価すること。

2) 廃棄物の予測に係る資料の整理

a) 調査結果

ア) 県内の処理施設の状況を取りまとめた、「表 4-2-49 産業廃棄物処分業者（P. 4-2-91）」については、当該処分業者の選定理由と事業実施時の処分先の選定の考え方を記載すること。

また、選定した産業廃棄物処分業者の処理可能物と事業により発生する廃棄物の関連と特別管理産業廃棄物処分業者に搬出を想定している廃棄物を明らかにすること。

イ) 処理能力と処理可能な廃棄物の種類の関連が不明であることから、処理可能品目等と当該事業の関連について記載すること。

b) コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊（P. 8-13-2）

コンクリート塊とアスファルト・コンクリート塊の定義について注釈を追加すること。

c) 建設発生木材（P. 8-13-3）

ア) 建設発生木材については、立木の伐採により発生する木材とそれ以外の木材を分けて記載するとともに、「再資源化できない建設発生木材」の種類、性状及び量を評価書において明らかにすること。

イ) コンクリート養生等建設現場から発生したベニヤ板、標識杭等の木材及び家屋解体等で発生する木くずは産業廃棄物であり、堆肥化等と称して現地で敷き込み等を行った場合は不法投棄となることから、適正処理を図る旨を記載すること。

ウ) P8-13-3 に記載したマルチング材、育成基盤材、堆肥とすることができ、かつ「再資源化できない建設廃棄物」に該当する廃棄物の発生過程及び性状を評価書において明らかにすること。

3) 環境保全措置の検討

a 表 8-13-3 環境保全措置の整理 (P. 8-13-4) において「…の発生量を回避低減できる。」としているが、当該結論に至るまでの具体的な検討の経緯及び保全措置の効果が示されていないため、検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。

また、当該措置の検討において、回避に相当する措置の検討は行われていないことから、評価書において記載を修正すること。

b) 作業員（下請け業者）に対し、廃棄物の排出抑制について周知・教育等を行うこと。

c) 具体的な排出抑制計画の方策を定める検討方針を示すこと。

4) 事後調査

当該環境影響評価の項目に係る検討は定性的であり（発生する廃棄物の定義、算出根拠、処理施設的能力、廃棄物の削減対策、他事業への搬出等に具体性がない）、検討の経緯、処分先的能力と発生量のバランス、廃棄物の発生抑制対策について定量性が認められず、予測の結果は「不確実性が小さい」とは言えないことから、事後調査を実施し廃棄物の発生状況等について予測結果の検証を行うこと。

1 2. 温室効果ガス

1) 方法書知事意見の反映

準備書において、方法書知事意見 5.3.1 が反映されていないことから、改めて温室効果ガスに係る検討を行うこと。

2) 工事中に発生する、温室効果ガスの発生

工事期間が長期間に及ぶことから、工事期間中に発生する温室効果ガスの排出量を見積もり、評価書に記載すること。

注釈

方法書知事意見に続く数字（例 1.1、2.1.1 等）

環境影響評価準備書第 6 章 方法書についての山梨県知事の意見及びそれに対すると計画決定権者の見解 (P. 6-1~11) に記載された、知事意見の番号に対応。

【別表】

個別的事項 9. 風景・景観 1) 方法書知事意見の反映

b) 地域住民及び観光客等の視点に立った予測地点（視点場）の選定 関係

国総研資料第 396 号（P.14-8）に記載される「主要な眺望点」の抽出基準「⑤集落周辺の眺望の良い場所、寺社等地域に密着した眺望の良い場所」に該当すると考えられる地点等の一覧

地点番号	地点の名称	
S-1	甲府市桜井（英和大学東側住宅地入口）	桜井 I C
S-2	甲府市桜井（英和大学北西の果樹園及び桜並木）	桜井 I C
S-3	甲府市桜井（東善寺墓地の西側）	桜井 I C
T-1	甲府市古府中（古府中町第 2 号公園）	塚原 I C
T-2	甲府市塚原町（金峰神社付近及び神社北側の携帯電話アンテナ前）	塚原 I C
T-3	甲府市塚原町（2 号トンネル入り口北側の農道）	塚原 I C
K-1	県道 7 号（甲府市山宮 昇仙峡ライン）、県道 101 号（甲斐市牛句 敷島竜王線）、を通過する区間	牛句 I C
K-2	甲斐市牛句（茅ヶ岳東東部広域農道との複合影響が把握できる地点）	牛句 I C
K-3	甲斐市大袋（高原団地 北側の公園付近）	盛土部分
K-4	甲斐市団子新居（太神神社西側）	甲斐 I C
K-5	甲斐市岩森（双葉スポーツ公園の北東端）	甲斐 I C
K-6	甲斐市宇志田（舟形神社北西）	高架部分
K-7	甲斐市宇津谷（県道 6 号 田畑交差点西）	宇津谷交差点
K-8	甲斐市宇津谷（国道 20 号と六反川の交差点付近）	宇津谷交差点
K-9	甲斐市宇津谷塩川端（国道 20 号新田畑交差点南側）	宇津谷交差点
K-10	甲斐市妙善寺墓地西側（市宮田畑団地付近）	宇津谷交差点

（参考）

国総研資料第 396 号（P.14-4～14-8）

「文献・資料では主要な眺望景観について把握できない場合等には、現地踏査及び関係地方公共団体等へヒアリングを実施すること」としている。